



国保 星の降る里あしべつ 4月号

知っていますか？ 国保のこと

「国保だより」は芦別市国民健康保険の広報誌です

令和8年4月1日発行

発行/芦別市健康推進課国保係
/芦別市北1条東1丁目3番地
電話/0124-27-7362(直通)
E-mail/kokuho1@city.ashibetsu.hokkaido.jp

国民健康保険税の改定について（※75歳以上のかたは、この保険は該当しません。）

北海道は、令和12年度に全道の保険税率の統一化を目指しており、本市では、北海道から示される標準保険料率を参考に税率を決定しておりますが、本市の税率と標準保険料率に大幅なひらきがあるため、令和6年度から段階的に税率の引き上げを実施する方針としたところです。

このたび北海道から示された令和8年度の標準保険料率は、令和7年度と比較してわずかに低下したものの、依然として大幅なひらきがあることから、引き続き、今後数年間をかけて基金の取り崩しによる激変緩和を行い、税率の引き上げを実施させていただくこととし、令和8年度の税率を次のとおり改定いたしました。

被保険者の皆様には、昨年度に続いて、ご負担をおかけすることとなりますが、今後も安心して医療を受けていただけるよう安定した国保運営に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、裏面にモデルケース別税額比較を掲載しておりますので、ご参照ください。

内訳		税率及び税額（年額）		説明
		令和7年度	令和8年度	
医療給付費分	所得割額	6.75%	7.06%	所得金額に対して
	均等割額	22,600円	23,800円	加入者1人に対して
	平等割額	23,400円	24,300円	世帯に対して
	限度額	660,000円	670,000円	課税される上限金額
後期高齢者 支援金等分	所得割額	2.55%	2.39%	所得金額に対して
	均等割額	8,900円	8,800円	加入者1人に対して
	平等割額	8,800円	8,700円	世帯に対して
	限度額	260,000円	260,000円	課税される上限金額
介護納付金分 { 40歳以上 65歳未満 }	所得割額	1.98%	1.95%	所得金額に対して
	均等割額	9,000円	8,900円	加入者1人に対して
	平等割額	7,000円	6,900円	世帯に対して
	限度額	170,000円	170,000円	課税される上限金額
子ども・子育て 支援納付金分	所得割額	-	0.29%	所得金額に対して
	均等割額	-	1,100円	加入者1人に対して
	平等割額	-	1,000円	世帯に対して
	限度額	-	30,000円	課税される上限金額

※1 医療給付費分及び後期高齢者支援金等分にかかる均等割額の軽減・減免

- (1) 国、地方の施策として、未就学児の均等割額を2分の1に軽減するほか、子ども・子育て支援納付金のうち、18歳以下の均等割額を全額減免します。
- (2) その他本市独自施策として、18歳以下の均等割額を令和6年度から全額減免しています。

2 医療給付費分及び後期高齢者支援金等分にかかる平等割額の軽減

- (1) 同じ世帯の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことで、国民健康保険加入者が1人になった場合は、5年間、平等割額の2分の1を軽減します。
- (2) 5年経過した後も世帯の状況が変わらない場合は、3年間、平等割額の4分の1を軽減します。

～ 令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます ～

この制度は、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるものです。

●低所得者にかかる国民健康保険税の軽減

軽減割合	令和7年度	令和8年度
7割	軽減判定所得 43万円+10万円× (給与所得者数の数-1)以下の世帯	軽減判定所得 43万円+10万円× (給与所得者数の数-1)以下の世帯
5割	軽減判定所得 43万円+(30万5千円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算人数)+ 10万円×(給与所得者数の数-1)以下の世帯	軽減判定所得 43万円+(31万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算人数)+ 10万円×(給与所得者数の数-1)以下の世帯
2割	軽減判定所得 43万円+(56万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)+10万円× (給与所得者数の数-1)以下の世帯	軽減判定所得 43万円+(57万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)+10万円× (給与所得者数の数-1)以下の世帯

- ※1 低所得者にかかる国民健康保険税の軽減は、均等割額と平等割額に適用されます。
- 2 軽減判定所得は、市民税・道民税を計算する際の総所得金額とは異なります。
- (1) 事業所得は、「青色専従者給与額」又は「事業専従者控除額」を所得に加算します。
 - (2) 譲渡所得は、特別控除前の所得です。
 - (3) 65歳以上のかたの公的年金にかかる所得から15万円を差し引きます。
(公的年金の所得が15万円に満たない場合は、0円として計算します。)
 - (4) 基礎控除(43万円)は行いません。
 - (5) 国民健康保険に加入していない世帯主のかたの所得も含めます。
 - (6) 世帯主及び国民健康保険加入者の中に、所得の申告がないかた(未申告者)がいる場合は、軽減を行いません。
- 3 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したかたで、引き続き同じ世帯に属するかたです。

●モデルケース別税額比較

<モデルケース① ※7割軽減世帯>
世帯構成 1人
・世帯主(70代・年金収入1,530,000円)

国民健康保険税(年額)		
令和7年度	令和8年度	前年との比較
19,100円	20,300円	1,200円

<モデルケース② ※5割軽減世帯>
世帯構成 2人
・世帯主(70代・年金収入2,000,000円)
・配偶者(60代・収入なし)

国民健康保険税(年額)		
令和7年度	令和8年度	前年との比較
91,300円	96,400円	5,100円

<モデルケース③ ※2割軽減世帯>
世帯構成 4人
・世帯主(50代・事業所得1,123,000円)
・配偶者(50代・給与収入1,380,000円)
・子2人(大学生・収入なし)

国民健康保険税(年額)		
令和7年度	令和8年度	前年との比較
269,800円	282,500円	12,700円

<モデルケース④ ※2割軽減世帯>
世帯構成 4人
・世帯主(40代・事業所得1,282,000円)
・配偶者(40代・収入なし)
・子2人(中学生・収入なし)

国民健康保険税(年額)		
令和7年度	令和8年度	前年との比較
192,200円	200,400円	8,200円

<モデルケース⑤ ※軽減の対象外世帯>
世帯構成 2人
・世帯主(40代・給与収入4,300,000円)
・配偶者(40代・収入なし)

国民健康保険税(年額)		
令和7年度	令和8年度	前年との比較
410,000円	426,500円	16,500円

<モデルケース⑥ ※5割軽減世帯>
世帯構成 3人
・世帯主(30代・給与収入2,000,000円)
・配偶者(30代・収入なし)
・子1人(小学生・収入なし)

国民健康保険税(年額)		
令和7年度	令和8年度	前年との比較
130,300円	137,300円	7,000円

※詳しい決定金額等は、7月上旬に送付する国民健康保険税納税通知書をご確認ください。